

**難易度 B**

平成 23 年 5 月実施過去問 (学科)

## 1. ライフプランニングと資金計画

平成23年5月学科 問題 3

退職者および高齢者向けの公的医療保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 健康保険の被保険者である A さんが会社を 60 歳で定年退職し、再就職しない場合、所定の要件を満たしていれば、健康保険の任意継続被保険者になることができる。
2. 国民健康保険の退職者医療制度の被保険者である B さん (64 歳) は、65 歳になると国民健康保険の一般被保険者に切り替わる。
3. C さん (68 歳) が、子が加入する健康保険の被扶養者となるためには、原則として、C さん自身の年間収入が 180 万円未満である必要がある。
4. 健康保険の被保険者である D さん (69 歳) は、70 歳になると健康保険の被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となる。

解答：4

解説

## 1. 適切

その通り。退職後の医療保険の一つとして、「任意継続被保険者制度」があります。本問ではその要件等内容については問われていませんが、これら内容について確認をお願いします。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』45 ページ「退職後の医療保険」(1) 参照

## 2. 適切

難問です。退職後に国民健康保険へ加入する場合、「退職被保険者(退職者医療制度)」と「一般被保険者」になる 2 つのコースがあります。ただし、「退職被保険者」になるには、65 歳未満である等の要件を満たす必要があります。65 歳になると、国民健康保険の「一般被保険者」に切り替わります。

なお、「退職被保険者」と「一般被保険者」の給付内容に違いはなく、いずれ「退職者医療制度」は廃止されることになっています。

## 3. 適切

60 歳未満：年収 130 万円未満、60 歳以上：年収 180 万円未満が要件の一つとなっています。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』46 ページ「▼被扶養者となる要件」参照

## 4. 不適切

原則として 75 歳になると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』46 ページ「後期高齢者医療制度」参照

選択肢 2 は正答できなくても、選択肢 4 が平易なので正解肢に辿り着けます。

## 平成 23 年 5 月学科 問題 6

厚生年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 65歳未満の厚生年金保険の被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金は、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円を超える場合、年金額の全部または一部が支給停止となる。
2. 65歳未満の厚生年金保険の被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金は、その受給権者が雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けている間、その支給額に応じて、年金額の一部が支給停止となる。
3. 65歳からの老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上ある者に支給される。
4. 70歳以後に厚生年金適用事業所に使用されている者は、老齢厚生年金を受給している場合であっても、被保険者として厚生年金保険料を負担する。

解答：4

解説

1. 適切

その通り。勤務先で厚生年金保険に加入しながら特別支給の老齢厚生年金を受給している60歳代前半(60歳から65歳になるまでの間)の方については、給料(総報酬月額相当額)と年金(基本月額)の合計額が28万円を超える場合、年金額の全部または一部が支給停止となります。合計額が28万円以下の場合には減額されません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』61ページ「在職老齢年金」表参照

2. 適切

細かい問題です。定年退職した方が、再雇用後の給与が従前の給与に比べ75%未満に低下した場合に高年齢雇用継続基本給付金が給付されますが、その支給額に応じて、年金額の一部が支給停止となります。

3. 適切

その通り。これに対して、特別支給の老齢厚生年金を受給するには、老齢基礎年金の受給資格期間(原則25年以上)を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることが必要です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』59ページ「老齢厚生年金の受給要件」表参照

4. 不適切

厚生年金の被保険者は70歳未満です。したがって、70歳以降は保険料を負担しません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』52ページ「厚生年金の被保険者」参照

選択肢2は正答できなくても、選択肢4が平易なので正解肢に辿り着けます。

## 平成 23 年 5 月学科 問題 7

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金の第 3 号被保険者は、個人型年金加入者になることはできない。
2. 企業型年金に拠出された掛金は、事業主の指図に基づいて運用される。
3. 事業主が企業型年金に拠出した掛金は、その全額を損金の額に算入することができる。
4. 通算加入者等期間が 10 年に満たない場合、老齢給付金の支給は 60 歳よりも遅れて開始される。

解答：2

## 解説

## 1. 適切

公務員や専業主婦（国民年金第 3 号被保険者）は、確定拠出年金に加入できません。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』80 ページ「確定拠出年金」参照

## 2. 不適切

運用は、加入者自身が自己責任で行ないます。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』80 ページ「確定拠出年金」参照

## 3. 適切

その通り。事業主が拠出した掛金は、その全額を損金の額に算入することができるので、節税効果があります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』80 ページ「確定拠出年金」表参照

## 4. 適切

難問です。60 歳以降に老齢給付金が給付されますが、加入者等期間が 10 年に満たない場合には 60 歳から給付を受けることはできません。

<老齢給付金の支給開始>

加入期間	受給開始年齢
10 年以上	60 歳
8 年以上 10 年未満	61 歳
6 年以上 8 年未満	62 歳
4 年以上 6 年未満	63 歳
2 年以上 4 年未満	64 歳
1 ヶ月以上 2 年未満	65 歳

選択肢 4 は正答できなくても、選択肢 2 が平易なので正解肢に辿り着けます。

## 2. リスクと保険

平成 23 年 5 月学科 問題 1 6

地震保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 地震保険は、火災保険等に付帯して契約する必要があり、単独では契約することはできない。
2. 地震保険は、噴火を原因とする建物の損壊等の損害については補償の対象外である。
3. 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の 30～50%の範囲内で設定され、その限度額は建物が 5,000 万円、家財（生活用動産）が 1,000 万円である。
4. 地震保険の保険料の割引制度には、「建築年割引」「耐震等級割引」「免震建築物割引」「耐震診断割引」の 4 種類が設けられている。

解答：2

解説

### 1. 適切

その通り。地震保険は、住宅火災保険などに付加して加入します。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』137 ページ「地震保険」表参照

### 2. 不適切

地震保険は、火災保険では補償されない、地震・噴火・津波など、地震が原因で発生した損害が対象となります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』137 ページ「地震保険」表参照

### 3. 適切

その通り。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』137 ページ「地震保険」表参照

### 4. 適切

難問です。財務省作成の下記表でご確認ください。

## &lt;割引制度&gt;

財務省ホームページより

割引制度	割引の説明	保険料の割引率	
建築年割引	(ご契約開始日が平成 13 年 10 月 1 日以降) 対象建物が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引	(ご契約開始日が平成 13 年 10 月 1 日以降) 対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級 1	10%
		耐震等級 2	20%
		耐震等級 3	30%
免震建築物割引	(ご契約開始日が平成 19 年 10 月 1 日以降) 対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	30%	
耐震診断割引	(ご契約開始日が平成 19 年 10 月 1 日以降) 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和 56 年 6 月 1 日施行)における耐震基準を満たす場合	10%	

## 平成 23 年 5 月学科 問題 1 7

法人（＝保険料負担者）が契約した生命保険および損害保険の保険料の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 全従業員を被保険者、法人を死亡保険金受取人および満期保険金受取人とする養老保険に加入した場合、支払保険料の全額を期間の経過に応じて損金の額に算入する。
2. 全従業員を被保険者、法人を死亡保険金受取人とする定期保険（保険期間 10 年）に加入した場合、支払保険料の全額を期間の経過に応じて損金の額に算入する。
3. 全従業員を被保険者とする普通傷害保険の年払い保険料は、その全額を支払った当該事業年度の損金の額に算入できる。
4. 全従業員を被保険者とする積立普通傷害保険に加入した場合、支払保険料のうち積立保険料に相当する部分の金額は満期あるいは解約等の時までは資産に計上し、その他の部分の金額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。

解答：1

## 解説

## 1. 不適切

「養老保険の保険料は、死亡保険金あるいは満期保険金で後から戻ってくる」、と考えてください。であれば、今年支払った保険料は積立金として資産に計上します。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』131 ページ「保険料を支払ったときの税務」表参照

## 2. 適切

定期保険は掛捨て保険なので、今年支払った保険料が後から保険金で戻ってくるかは定かではありません。であれば、今年支払った保険料は損金に計上します。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』131 ページ「保険料を支払ったときの税務」表参照

## 3. 適切

普通傷害保険に満期返戻金はありませんので、今年支払った保険料は損金に計上します。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』152 ページ「保険料を支払ったときの税務」参照

## 4. 適切

支払保険料のうち積立保険料に相当する部分の金額は積立金ですから、資産に計上します。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』152 ページ「保険料を支払ったときの税務」参照

平成 23 年 5 月学科 問題 1 9

損害保険を活用した個人のリスク管理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約等は付帯していないものとする。

1. 個人事業主として事業を営む A さんは、仕事の遂行が原因で他人にケガをさせてしまうことにより生ずる損害賠償責任に備えて、個人賠償責任保険を契約した。
2. B さんは、病気やケガで就業不能となり収入を得られなくなった場合の収入の減少に備えて、所得補償保険を契約した。
3. C さんは、海外旅行先での交通事故等による自身のケガの治療費の負担に備えて、海外旅行保険を契約した。
4. D さんは、日常生活における事故によるケガで入院した場合の治療費の負担に備えて、国内・海外を問わず補償される普通傷害保険を契約した。

解答：1

解説

1. 不適切

業務に関して賠償責任を負った場合、個人賠償責任保険では補償しません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』146ページ「家計のリスク管理（損害保険の活用）」参照

2. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』144ページ「その他の傷害保険」表参照

3. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』143ページ「主な傷害保険」表参照

4. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』143ページ「主な傷害保険」表参照

## 3. 金融資産運用

平成23年5月学科 問題 2 1

日本の経済指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 企業物価指数は、企業間で取引される財に関する物価の変動をとらえるもので、国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数から構成される。
2. マネーストックは、一般法人、個人、地方公共団体・地方公営企業などの通貨保有主体が保有する通貨量の残高（金融機関や中央政府が保有する預金などは対象外）である。
3. 国民経済計算のうち、国内総生産（GDP）を構成する最も大きな項目は民間企業設備であり、GDPの50～60%を占めている。
4. 景気動向指数は、特定の経済統計指標を先行系列、一致系列、遅行系列に分類し、それぞれの系列で採用された各指標の動きを統合することにより作成される。

解答：3

解説

## 1. 適切

これは難しい。企業物価指数の基礎となるものに基本分類指数があり、国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数の3指数を指します。

## 2. 適切

その通り。金融機関や中央政府は通貨保有主体に含まれません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』161ページ「物価関連指数」表参照

## 3. 不適切

民間最終消費支出（個人消費）は、国内総生産（GDP）の約6割を占めています。民間企業設備ではありません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』160ページ「景気関連指標」表参照

## 4. 適切

その通り。CIとDIは共通の指標を採用しており、景気に対し先行して動く「先行指数」（12項目）、ほぼ一致して動く「一致指数」（11項目）、遅れて動く「遅行指数」（6項目）があります。

『FP技能士2級・AFP合格教本』160ページ「景気関連指標」表下部参照

選択肢1は正答できなくても、選択肢3が平易なので正解肢に辿り着けます。



## 平成23年5月学科 問題 2 7

ドルコスト平均法により、1 回当たり 2 万円の投資金額で A 社株式を以下のとおり  
 買い付けたときの平均取得単価（株価）として、正しいものはどれか。なお、取引  
 手数料等は考慮しないこと。

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
株価	2,000円	2,000円	5,000円	2,500円

1. 2,250円
2. 2,500円
3. 2,750円
4. 2,875円

解答：2

解説

第 1 回目：20,000 円 ÷ 2,000 円 = 10 株	} 4 回の買付けで 32 株取得したこと になります。 その平均取得単価は、 8 万円 ÷ 32 株 = 2,500 円 となります。
第 2 回目：20,000 円 ÷ 2,000 円 = 10 株	
第 3 回目：20,000 円 ÷ 5,000 円 = 4 株	
第 4 回目：20,000 円 ÷ 2,500 円 = 8 株	

## 平成23年5月学科 問題 2 9

金融機関の破綻等におけるセーフティネットに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国内の銀行に預け入れた外貨預金は、預金保険制度による保護の対象とならない。
2. ゆうちょ銀行に預け入れた貯金は、預金保険制度による保護の対象とならないが、政府が全額保証している。
3. 生命保険会社が破綻した場合、破綻時点の補償対象生命保険契約は、生命保険契約者保護制度により、高予定利率契約等を除いて、責任準備金の80%までが補償される。
4. 銀行の窓口で契約（加入）した終身保険や医療保険等の生命保険契約は、生命保険契約者保護制度による補償の対象とならない。

解答：1

解説

1. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』204 ページ「預金保護の対象」表参照

2. 不適切

旧郵便局のときに預け入れた貯金は政府が全額保証していますが、民営化後のゆうちょ銀行に預け入れた貯金は、預金保険制度による保護の対象となります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』165 ページ「ゆうちょ銀行の保護制度」表参照

3. 不適切

生命保険契約者保護制度では、高予定利率契約等を除いて、責任準備金の90%までが補償されます。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』155 ページ「保険業法」（3）参照

4. 不適切

誰を通じて加入したかにより、補償の対象になるか否かを定めることはありません。

## 4. タックスプランニング

平成23年5月学科 問題 3 6

所得税における青色申告制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 青色申告の承認を受けようとする者は、原則として、その承認を受けようとする年の3月15日までに、納税地の所轄税務署長に対して青色申告承認申請書を提出しなければならない。
2. 青色申告承認申請書の提出があった場合、原則として、その承認を受けようとする年の12月31日までにその申請につき承認または却下の通知がなかったときは、承認があったものとみなされる。
3. 青色申告の承認を受けている者は、原則として、事業所得等に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録し、その記録に基づいて貸借対照表等の帳簿書類を作成しなければならない。
4. 青色申告の承認を受けている者が備え付けるべき貸借対照表等の帳簿書類の保存期間は、原則として、3年間である。

解答：4

解説

## 1. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』261 ページ「青色申告」(2) 参照

## 2. 適切

通常、申請の結果について通知はありません。通知がない場合には承認があったものとみなされます。

## 3. 適切

青色申告者は、日々の取引について帳簿付けを行い、正しい申告を行なうことが必要です。なお、正規の簿記の原則に従い記録しているケースでは、65 万円の青色申告特別控除の適用（事業的規模に満たない不動産所得除く）が受けられます。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』261 ページ「青色申告」(3) 参照

## 4. 不適切

難問です。保存期間は原則7年となっています。

選択肢 4 は難問ですが、消去法により正解肢にたどり着けます。

平成23年5月学科 問題 3 7

法人税の仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法人税の対象となる各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額から損金の額を控除して計算する。
2. 法人は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に、所轄税務署長に対して法人税の確定申告書を提出する必要がある。
3. 資本金の額が1億円以下である中小法人に適用される法人税の税率は、課税所得金額の多寡にかかわらず、一律18%である。
4. 法人が、所定の手続きにより、青色申告の承認を受けた場合、その法人は税務上の各種特典を受けることができる。

解答：3

解説

## 1. 適切

その通り。法人の所得は「益金－損金」で計算します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』266ページ「当期純利益と課税所得」参照

## 2. 適切

その通り。法人税の確定申告期限は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内となっています。

## 3. 不適切

資本金の額が1億円以下である中小法人に限り、課税所得金額800万円以下の部分については18%（本則22%）、800万円を超える部分については30%が適用されます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』266ページ「法人税の概要」参照

## 4. 適切

法人が、所定の手続きにより、青色申告の承認を受けた場合、「青色欠損金の繰越控除」などの税務上の特典を受けることができます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』269ページ「青色欠損金の繰越控除」参照

法人税の内容は難しいと思いますが、選択肢3は平易な内容となっていますので、正解肢にたどり着くことはできたはずです。

## 平成23年5月学科 問題 3 8

法人税における減価償却資産および減価償却費の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 損金の額に算入される減価償却費は、法人が償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額である。
2. 取得価額が500千円の減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合には、その資産の使用可能期間にかかわらず、取得価額相当額をその事業年度の損金の額に算入することができる。
3. 使用可能期間が1年未満の減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合には、その資産の取得価額にかかわらず、取得価額相当額をその事業年度の損金の額に算入することができる。
4. 新たに取得した有形減価償却資産（建物、鉱業用資産、生物等を除く）について、法人が償却方法選定の届出をしていなかった場合には、法定償却方法（定率法）により償却限度額を計算する。

解答：2

## 解説

## 1. 適切

定額法や定率法などで算出された償却限度額までであれば、法人においても減価償却費を損金に計上することができます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』268ページ(4)①参照

## 2. 不適切

中小企業者等の少額減価償却資産の特例を適用した場合、取得価額300千円未満であれば、その取得価額の全額を損金に計上することができますが、本問では取得価額が500千円なので、取得価額相当額をその事業年度の損金の額に算入することができません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』269ページ「取得価額が少額な場合の課税処理」表参照

## 3. 適切

使用可能期間が1年未満の減価償却資産を取得した場合は、取得価額100千円未満のケースと同様に取得価額の全額を損金とすることができます。

## 4. 適切

法人税の法定償却方法は「定率法」、所得税では「定額法」となっています。

『FP技能士2級・AFP合格教本』268ページ(4)①参照

## 5. 不動産

平成23年5月学科 問題 4 5

借地借家法の建物の賃貸借に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。  
なお、本問においては、借地借家法における定期建物賃貸借契約を定期借家契約、  
それ以外を普通借家契約という。

1. 期間の定めがない普通借家契約では、賃貸人は3ヵ月前の解約申入れにより契約を終了させることができる。
2. 賃借人は、賃貸人の同意を得て付加した畳、建具その他の造作を、借家契約終了の際に、賃貸人に対し時価で買い取るべきことを請求することができる。
3. 定期借家契約は、公正証書による等の書面によって契約をするときに限り有効である。
4. 定期借家契約においては、建物の借賃の額を賃貸借期間中は増額しない旨の特約は有効である。

解答：1

解説

## 1. 不適切

賃貸人からの解約では、6ヵ月前の解約申入れが必要です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』288ページ「(普通)建物賃貸借」(3)①参照

## 2. 適切

これを「造作買取請求権」といいます。また、特約により、「造作買取請求権」を排除することができます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』289ページ「(普通)建物賃貸借」(4)参照

## 3. 適切

その通り。定期借家契約は書面で契約します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』290ページ「定期建物賃貸借」(2)参照

## 4. 適切

やや細かい問題です。増額しない旨の特約は借り手に有利なので有効となります。

『FP技能士2級・AFP合格教本』289ページ「(普通)建物賃貸借」(4)参照

## 平成23年5月学科 問題 4 7

不動産に係る固定資産税および都市計画税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 固定資産税の納税義務者は、原則として、毎年1月1日現在において登記簿または固定資産課税台帳に土地または家屋等の所有者として登記または登録されている者である。
2. 都市計画税は、原則として、市街化調整区域内に所在するすべての土地または家屋の所有者に対して課される。
3. 固定資産税の標準税率は、1.4%である。
4. 平成24年3月31日までに所定の要件に該当する新築住宅を取得した場合、床面積120m<sup>2</sup>以下の部分に係る固定資産税の額の2分の1に相当する額が一定期間減額される。

解答：2

解説

1. 適切

その通り。納税義務者は1月1日時点における所有者です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』313ページ「不動産保有時の税金」（1）参照

2. 不適切

都市計画税は、原則として、市街化区域内の土地または家屋の所有者に対して課されます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』314ページ「不動産保有時の税金」（2）参照

3. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』314ページ「固定資産税」表参照

4. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』314ページ「固定資産税」表参照

## 平成23年5月学科 問題 4 8

個人が所有する土地の譲渡に係る税金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 土地の譲渡に係る所得については、その所有期間が譲渡した日の属する年の1月1日において、5年を超える場合には長期譲渡所得に、5年以下の場合には短期譲渡所得に区分される。
2. 土地の譲渡が短期譲渡所得に区分される場合、課税所得金額に対し、所得税15%、住民税5%の税率が課せられる。
3. 土地の譲渡が長期譲渡所得に区分される場合、課税所得金額に対し、所得税7%、住民税3%の税率が課せられる。
4. 相続により取得した土地を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、その土地の所有期間は、原則として、相続により取得した日の翌日から計算する。

解答：1

解説

1. 適切

長期譲渡：譲渡した日の属する年の1月1日において5年超

短期譲渡：譲渡した日の属する年の1月1日において5年以下

『FP技能士2級・AFP合格教本』314ページ「不動産の譲渡所得の計算」（1）参照

2. 不適切

長期譲渡のケース：所得税15%、住民税5%

短期譲渡のケース：所得税30%、住民税9%

『FP技能士2級・AFP合格教本』315ページ「不動産の譲渡所得の計算」（3）参照

3. 不適切

選択肢2解説参照

4. 不適切

若干難しい問題です。相続により取得した土地を譲渡した場合、その土地の所有期間を引き継ぎます。



## 平成23年5月学科 問題 4 9

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除（以下「3,000万円特別控除」という）と、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（以下「軽減税率の特例」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 3,000万円特別控除は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日において5年を超える場合に限り、適用を受けることができる。
2. 3,000万円特別控除は、現に居住の用に供しない居住用財産であっても、居住の用に供さなくなった日から5年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合であれば、適用を受けることができる。
3. 軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日において5年を超える場合に限り、適用を受けることができる。
4. 3,000万円特別控除と軽減税率の特例は、重複して適用を受けることができる。

解答：4

## 解説

## 1. 不適切

3,000万円特別控除は、所有期間にかかわらず適用を受けられます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』316ページ「3,000万円特別控除と軽減税率の特例」  
表参照

## 2. 不適切

細かい問題です。以前に住んでいた家屋や敷地等の場合には、住まなくなった日から3年目の年の12月31日までに売ることが要件です。

## 3. 不適切

譲渡した日の属する年の1月1日において10年を超える場合に限り、適用を受けることができます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』316ページ「3,000万円特別控除と軽減税率の特例」  
表参照

## 4. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』316ページ「3,000万円特別控除と軽減税率の特例」表参照

## 6. 相続事業承継

平成23年5月学科 問題 5 6

相続税の課税価格の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税の課税価格から控除することができる葬式費用には、香典返戻費用や墓地の買入費等は含まれない。
2. 相続により財産を取得した相続人が、相続開始前3年以内にその被相続人から贈与（暦年課税）により財産を取得していた場合、原則として、その贈与財産の価額は相続税の課税価格に加算される。
3. 契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人が夫、被保険者が妻である養老保険の死亡保険金を夫が受け取った場合、当該死亡保険金はみなし相続財産として相続税の課税対象となる。
4. 相続により取得したとみなされる死亡退職金については、「5,000千円×法定相続人の数」で計算した金額を限度として、非課税財産とされている。

解答：3

## 解説

## 1. 適切

その通り。香典返戻費用や墓地の買入費等は債務控除として控除できません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』353ページ「債務・葬式費用で控除できない主な例」表参照

## 2. 適切

これを生前贈与加算といい、加算される価額は贈与時点における価額です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』353ページ「課税価格の計算」（4）参照

## 3. 不適切

契約者 (＝保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	課税
夫	妻	夫	一時所得として、所得税・住民税の課税対象

『FP技能士2級・AFP合格教本』127ページ「死亡保険金の税務」表参照

## 4. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』352ページ「課税価格の計算」（2）参照

平成23年5月学科 問題 5 8

相続税の財産評価に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 定期預金の価額は、課税時期における預入残高で評価し、既経過利子の額は含まれない。
2. 生命保険契約に関する権利の価額は、課税時期における既払込保険料の合計額により評価する。
3. 金融商品取引所に上場されている不動産投資信託（J－R E I T）の価額は、上場株式の評価方法に準じて評価する。
4. 取引相場のあるゴルフ会員権の価額は、課税時期における通常の取引価格に相当する金額により評価する。

解答：3

解説

## 1. 不適切

定期預金の価額は、「課税時期における預金残高＋（解約時既経過利息－源泉徴収税額）」で計算します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』382ページ「預貯金や公社債などの評価」表参照

## 2. 不適切

生命保険契約に関する権利の価額は、解約返戻金相当額で評価します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』382ページ「生命保険契約の権利」参照

## 3. 適切

上場されている投資信託は、上場株式の評価方法に準じて評価します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』382ページ「預貯金や公社債などの評価」表参照

## 4. 不適切

取引相場のあるゴルフ会員権の価額は、「課税時期における取引価格×70%」で評価します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』382ページ「預貯金や公社債などの評価」表参照

## 平成23年5月学科 問題 5 9

類似業種比準方式による自社株式の相続税評価に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 配当の支払いは、その会社の利益金額が減少するため、類似業種比準方式による自社株式の評価額を引き下げる効果がある。
2. 役員退職金の支給は、その会社の利益金額が減少するため、類似業種比準方式による自社株式の評価額を引き下げる効果がある。
3. 規模区分が中会社と判定された評価会社（特定の評価会社ではない）の株式を同族株主が取得した場合、当該株式の価額は、原則として、類似業種比準方式により評価する。
4. 土地保有特定会社または株式保有特定会社に該当する評価会社の株式を同族株主が取得した場合、当該株式の価額は、原則として、類似業種比準方式により評価する。

解答：2

## 解説

## 1. 不適切

類似業種比準価額方式では、「配当金額」、「利益金額」、「簿価純資産金額」の3つの項目で、類似する上場会社と比較を行いません。配当金は損金にならないので、利益金額を減少させる効果はありません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』387ページ②参照

## 2. 適切

役員退職金は、適正額までであれば損金となるので、利益金額を減少させる効果があります。

## 3. 不適切

規模区分が中会社と判定された評価会社（特定の評価会社ではない）の株式を同族株主が取得した場合、類似業種比準価額方式は適用できず、「純資産価額方式」あるいは「併用方式」のいずれかで評価します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』386ページ③参照

## 4. 不適切

特定の評価会社の株式を同族株主が取得した場合、原則として「純資産価額方式」で評価します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』386ページ②参照